

# 一般社団法人 全国警備業協会定款

施行 昭和 55 年 4 月 1 日  
改正 昭和 55 年 8 月 27 日  
改正 昭和 57 年 5 月 17 日  
改正 昭和 59 年 6 月 19 日  
改正 昭和 61 年 7 月 17 日  
改正 昭和 62 年 5 月 18 日  
改正 平成 16 年 5 月 26 日  
改正 平成 23 年 5 月 25 日  
改正 平成 24 年 5 月 25 日  
改正 平成 25 年 5 月 24 日  
改正 平成 28 年 6 月 8 日  
改正 令和 2 年 6 月 10 日

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人全国警備業協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、警備業務の適正な運営を確保して、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の行う各種事業に関する指導
- (2) 警備員教育担当者の教育訓練及びその資格の付与
- (3) 警備員等の教育訓練及びその資格の付与
- (4) 警備業に関する広報及び出版物の刊行
- (5) 警備業務の適正化及び技術の向上に関する調査研究
- (6) 警備用資機材等の研究、開発及び販売
- (7) 防犯活動、防災・危機管理活動、暴排活動及び事故防止活動の推進
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は全国において行うものとする。

## 第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員 都道府県の地域をその区域とする警備業協会等の団体で本会の目的に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で本会に入会したもの。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議により会員から臨時会費を徴収することができる。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

(退 会)

第 8 条 理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般法人法に定める手続きに従い、総会において総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の決議により、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(2) この定款又は総会の決議に反するような行為があったとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 1年以上会費を滞納した場合において、理事会が承認したとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(権利の喪失及び義務の履行)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての権利を失う。この場合においては、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

ただし、在会中の義務は履行しなければならない。

## 第3章 役員等

(役員等)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上23名以内
- (2) 監事 3名以内

2 本会には、会長1名、副会長5名、専務理事1名、常務理事1名を置く。

3 本会は、第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理するとともに、その執行の状況を理事会に報告する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 5 理事は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 監事は、一般法人法の定めるところにより、理事の会務の執行を監査する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、後任の役員が就任するまで、その職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によってその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の役員報酬等及び常勤の役員以外の役員が職務を行うために要する経費等は、総会の決議によって別に定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(幹事)

第19条 本会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、会長の要請に基づき、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 幹事に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種別)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集し、その他の会議は、会長が招集する。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成し、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた時に招集する。
- 4 会長は、総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(総会の招集)

第22条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の14日前までに正会員に通知して行わなければならない。

(総会の決議事項)

第23条 総会は、一般法人法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算

(総会の定足数等)

第24条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

- 2 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、議事を開き決議することができない。
- 3 総会の決議は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員は、その総会に出席したものとみなす。

- 2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、会長及び監事がこれに署名押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備え付けて置かななければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成し、会計年度ごとに4回開催するほか、会長が必要と認めた時に招集する。

(理事会の決議事項)

第28条 理事会は、一般法人法に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 重要な会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) その他の重要事項

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(規定の準用)

第30条 第24条及び第26条の規定は、理事会に準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

## 第5章 委員会

(委員会)

第31条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

第32条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、会費、寄附金品、事業に伴う収入、資産から生ずる収入その他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第35条 本会の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計書類等)

第37条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、定時総会の開催前に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、理事会の承認を得た上で、定時総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、定時総会の承認を得た後、これを主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の決議によらなければ変更することができない。

(解 散)

第39条 本会は、一般法人法で定める事由が生じた場合のほか、総会において総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の決議によらなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開

(公告)

第41条 本会の公告は、電子公告の方法による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 雑則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、内閣総理大臣の設立許可を受けた日から施行する。  
(昭和55年4月1日から施行)
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、前項の日に始まり、昭和56年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、設立総会において選任された者が当たり、その任期は、第14条第1項の規定により、昭和55年に開催される通常総会において選任された役員が就任するときまでとする。
- 4 全国警備業協会連合会に属する権利義務の一切は、本会が継承する。

## 附 則

この定款の一部改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。

(昭和55年10月21日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。  
(昭和 57 年 6 月 8 日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。  
(昭和 59 年 6 月 19 日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。  
(昭和 61 年 7 月 17 日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。  
(昭和 62 年 5 月 18 日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。  
(平成 16 年 8 月 13 日から施行)

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 121 第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、木村昌平とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は、深山健男とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 121 第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登

記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

この定款の一部改正は、総会の決議を受けたときから施行する。

(平成24年5月25日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、総会の決議を受けたときから施行する。

(平成25年5月24日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、総会の決議を受けたときから施行する。

(平成28年6月8日から施行)

## 附 則

この定款の一部改正は、総会の決議を受けたときから施行する。

(令和2年6月10日から施行)